

財団法人 暴力追放青森県民会議

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	A	A	A	A
(2)事業内容等	A	A	A	A
(3)組織体制等	B	A	B	A
(4)事業遂行の効率性・有効性	A	A	A	A
マネジメント評価総合	A	A	A	A

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

当(財)暴力追放青森県民会議は、いわゆる暴力団対策法が平成4年3月施行されたことに基づき設立された法人であり、基本財産のほぼ全額を県債運用により収入の安定を図ってきた。事業資金はすべて利息運用で賄ってきたが、低金利のため全額確保が不可能であり、平成7年から賛助会員の加入促進策を積極的に推進し、賛助会費を得て必要な事業資金を確保している。依然として超低金利のため、賛助会員加入を更に積極的に推進し資金確保に努めている。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 当年度の
前年度の
評価

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	B	A
(2)財務分析比率による傾向	—	++

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

前々年よりも前年が大幅に上昇改善されている。今後も効率的な事務と積極的な事業を推進する。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
今後とも、無駄のない、公正な経理と事業発注に努める。	低金利の長期化から、基本財産運用収入だけによる事業活動資金の確保が困難であることから、今後も、積極的な賛助会員の拡大による財政基盤の確立を図るよう指導を継続する。

4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人と所管課のマネジメント評価は、概ね妥当である。

なお、マネジメント評価については、(3)「組織体制等」の「同一職務への長期間の職員配置の見直し」や「プロパー職員の役員・管理職登用」について自己評価を行っていない。本法人のような小さな組織ではこうした項目に対する評価は低くなるが、それを避けて自己評価してほしい。

本法人は、昨今の低金利の影響から基本財産運用収入だけでは、事業資金の確保が困難となっているため、その資金の一部を会費、寄付金等に頼っているが、退会する会員や口数を減らす会員があることから会員数が減る傾向にある。そのため、新規会員を増やす活動も行っているが、思うような成果が挙がっていないので、所管課のコメントにもあるように財政基盤の強化を目指して、なお一層賛助会員の拡大を図る必要がある。

会員の拡大に当たっては、組織の存在自体が県民に知られていないことも考えられるので、活動のPRを積極的に行なう必要があり、会員にとって有意義な活動の効果を解り易くPRすることが重要と考える。

将来的には財政的に経営が厳しくなることが予想されるので、長期視点に立って自主財源の範囲内で運営するという大前提にしながらも、暴力団の組織や資金調達手段の多様化に対応した業務の見直しを検討し、暴力団追放運動の高揚を図る県内唯一の法人として賛助会員増加につなげるべきではないかと考える。

財務評価については、概ね妥当である。

平成15年度は、管理費を削減することにより収入の範囲内で業務運営した。

なお、経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割を担う「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくことを当委員会は求めるものである。

法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	財団法人 暴力追放青森県民会議	代表者職氏名	会長 三村 申吾	所 管 課	警察本部暴力団対策課
設立年月日	平成4年4月23日	事務所の所在地 (電話番号)	〒030-0801 青森市新町2丁目2-7 青銀新町ビル4階 017-723-6250		

組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 1 名	非常勤 21 名	合計 22 名
監事・監査役数	常勤 0 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職 員 数	常勤 3 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 2 名	非常勤 0 名	合計 3 名

臨時職員は非常勤に含む。

基本財産・資本金等

		うち県の出資等額	県の出資等比率
基本財産・資本金	715,000 千円	460,000 千円	64.3 %
基 金	0 千円	0 千円	0.0 %
合 計	715,000 千円	460,000 千円	64.3 %

主な出資者等の構成(出資等比率順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)	氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	460,000	64.3	6 青森市	19,287	2.7
2 (株)青森銀行	30,000	4.2	7 八戸市	16,049	2.2
3 (株)みちのく銀行	30,000	4.2	8 弘前市	11,657	1.6
4 日本原燃(株)電機事業者連合会	30,000	4.2	9 (株)東北電力青森支店	10,000	1.4
5 青森競輪場	20,000	2.8	10 みちのく会(大手建設会社)	5,200	0.7

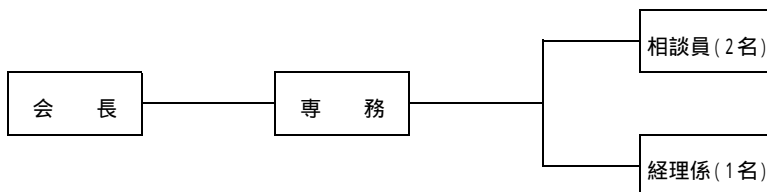
会 員 数(社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人				0
個 人				0

寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (5年1月より)	
指定寄付金の有無	(年 月 日~年 月 日)	<input checked="" type="radio"/> 無

組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



設立目的

県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図り、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するなど、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的とし設立されたものである。

設立の背景

昭和60年ころから大規模広域暴力団の本県進出が著しく、地元暴力団がその広域暴力団傘下への組み入れと利権等を巡る暴力団の対立抗争事件の多発から県民へ大きな不安と恐怖を与え、企業等の経営活動にも深刻な影響をもたらした。そのため、暴力団根絶のためには、警察の取締りだけでなく、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進することが不可欠となった。そのため、昭和62年9月に「暴力追放青森県民会議」を設立し、関係機関・団体等との緊密な連携の下、暴力団排除活動を推進してきたが、暴排、広報啓発活動等にとどまらず暴力団員による不当な行為についての相談活動、暴力団事務所撤去の費用貸付け等を恒常的に推進する必要性が生じてきたことと暴力団対策法の施行を機に暴力団対策の基盤充実の必要性から、前期「県民会議」を発展的に解消して、平成4年4月23日に現在の財団法人暴力追放青森県民会議を設立するに至ったものである。

事業内容

県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図り、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立し、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的として、次の事業を実施している。

- (1) 暴力追放啓蒙事業
- (2) 暴力相談事業
- (3) 暴力団員による不法行為の被害者に対する救済事業
- (4) 暴力団員等の組織離脱支援事業
- (5) 「不当要求防止責任者講習」受託事業
- (6) その他

マネジメント

1 経営理念、中・長期経営計画

(1) 経営者の経営理念・基本目標等

1 県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚、暴力団の存在を許さない社会基盤の確立等により、暴力団のいない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的として設立された財団法人であり、この目的を達成するため、「寄附行為」に基づき暴力追放啓蒙事業、暴力団排除組織の支援事業、暴力相談事業等の各種事業活動を推進する。

2 暴力団追放のための各種事業を推進するためには、財政基盤の確立が必要であり、基本財産運用による利息収入の不足分を補って安定した事業資金を確保する必要がある。そのために、賛助会員の拡充を積極的に推進する。

(2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

1 効果的な広報活動

新聞、電光掲示板、テレビ、ラジオ等による「暴力団追放三ない運動」「暴力団に関する困り事相談電話」「最近の暴力団情勢」の広報に加え、インターネットホームページによる財団の活動内容や、事業実績、事業計画、暴力団等の対応要領等の広報のほかメールによる相談受理の実施、年2回の会報「暴追あおもり」及び「暴追かわら版」をこれまで発行(平成15年度は25回発行)し、暴力団情報と留意事項の広報をほぼ計画どおりに進行している。

2 安定した事業資金の確保

基本財産のほぼ全額を県債運用により収入の安定を図っているが、事業資金は利息運用分だけでは全額確保が不可能である。そのため平成7年から賛助会員の加入促進策を積極的に推進し、賛助会費を得て必要な事業資金を確保しているものの、依然として超低金利のため、賛助会員加入を更に積極的に推進し資金確保に努める。

(3) 当年度における経営者の経営目標

1 効果的な広報活動

新聞等による広報の時期や内容の見直しにより効果的な広報を実施するほか、ホームページや会報「暴追あおもり」、ミニ広報紙「暴追かわら版」の継続発行により業務の広報や情報の提供を行っていく。

2 安定した事業資金の確保

基本財産のほぼ100パーセントを県債購入で運用し、収入の増加を図り、不足分を賛助会員の会費により補ってきたが、県債の一部償還もあり、収入の減少が避けられないことから、引き続き賛助会員の新規加入の促進に努める。

(4) 中・長期経営計画の状況

計画の策定状況	(15年度 ~ 22年度)	前年度までに策定済
		当年度策定

2 事業内容等

(1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益区分	直営・委託区分	金額(千円)	全体事業費に占める割合(%)	事業内容
広報啓蒙事業	自主事業	公益事業	直営	8,994	43.8%	1 県民大会の開催 2 中・高生対象の暴追作品コンクールの開催 3 会報、暴追かわら版、ポスター等の配布 4 ホームページによる広報 5 新聞、ラジオ等マスメディアによる広報
暴力追放運動支援事業	自主事業	公益事業	直営	1,020	4.9%	1 地区暴排団体への活動支援金の支給 2 職域暴排団体等に対する資料の提供等
暴力相談事業	自主事業	公益事業	直営	6,489	31.6%	1 電話による相談受理 2 面接による相談受理 3 メールによる相談受付 4 出張相談所の開設
組織離脱促進事業	自主事業	公益事業	直営	140	0.7%	1 暴力団社会復帰対策協議会の開催 2 受入企業の拡大 3 雇用給付金の支給
被害者救済事業	自主事業	公益事業	直営	2,100	10.2%	1 暴力団被害者に対する見舞金の支給 2 暴力団との訴訟費用や被害回復費用の無利子貸付け
研修事業	自主事業	公益事業	直営	600	2.9%	1 少年指導委員に対する研修 2 相談委員、講習担当者への研修
調査研究事業	自主事業	公益事業	直営	280	1.4%	1 暴力団情報の収集 2 アンケート調査の実施
不当要求防止責任者講習	自主事業	公益事業	直営	921	4.5%	1 不当要求防止責任者に対する講習の実施
公益事業支出	20,544 千円		直営事業支出	20,544 千円		
収益事業支出			委託事業支出			
当期支出(+)	20,544 千円		当期支出(+)	20,544 千円		
/	100.0 %		/	100.0 %		

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
広報啓蒙事業				暴力団追放青森県民大会 1,300人
過去の実績 (単位)	前前々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	600人	2,000人	550人	県民各界各層の人々に暴力団追放意識の醸成と暴力団追放運動の盛り上げを図るとともに暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するため。平成14年度は、「民事介入対策青森大会(全国大会)」と合同開催

事業名				目標値
広報啓蒙事業				会報の作成、配布 8,000部
過去の実績 (単位)	前前々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	8,000部	9,000部	8,000部	県民会議の活動内容は、暴力団の悪性の現状、その暴力団との対応要領、暴力相談等を広報することにより、暴力団追放意識と暴力追放運動の高揚及び暴力相談事業の普及を図ることに寄与する

事業名				目標値
広報啓蒙事業				ミニ広報紙「暴追かわら版」の作成、配布 24,000部
過去の実績 (単位)	前前々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	0	11,500部	24,000部	暴力団排除意識高揚のため、最近の暴力団の犯罪情勢等の情報提供する。

事業名				目標値
広報啓蒙事業				新聞、ラジオによる広報60回
過去の実績 (単位)	前前々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	144回	116回	7,446回	暴力団追放三不運動、暴力相談電話の広報により暴力団排除意識の高揚と暴力相談事業の普及・宣伝効果をあげる。また、コンピュータサインを活用して宣伝効果をあげている。

事業名				目標値
広報啓蒙事業				暴力団追放作品コンクール 1回
過去の実績 (単位)	前前々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	1回	1回	1回	県下の中・高校生の暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚を図り、少年に対する暴力団の影響力排除を目的としたもの。今年度は計47校1,447名の応募あり、参加賞も授与した。

事業名				目標値
暴力相談事業				暴力相談受理件数100件以上
過去の実績 (単位)	前前々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	127件	111件	86件	暴力団による不当要求行為をはじめ、暴力団組織から離脱、加入強要等被害の未然防止や救済を図るため。

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
暴力相談事業				暴力相談出張所の開設 3地区3回
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	4地区6回	3地区3回	2地区2回	遠隔地に居住している相談者の利便性、暴力相談事業の普及宣伝等を目的に出張相談所を開設。

事業名				目標値
被害者救済事業				暴力団員の被害者に対する見舞金の支給 1件
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	1件	0件	0件	暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援

事業名				目標値
被害者救済事業				民事訴訟の支援(民事訴訟費用の貸付等) 1件
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	0件	0件	0件	暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援

事業名				目標値
研修事業				少年指導員に対する研修 1回
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	1回	0回	1回	少年に対する暴力団の影響を排除するため、少年指導員に対し、必要な研修を行う。

事業名				目標値
調査研究事業				アンケート調査1,000人
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	1,081人	2,149人	1,638人	不当要求防止責任者に対して行う。 暴力団による不当な行為の実体及び受講者のニーズ調査

事業名				目標値
不当要求防止責任者講習				不当要求防止責任者講習予定者1,000人
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	1,081人	2,149人	1,638人	公安委員会の委託を受けて行う暴対法第14条第2項に基づく講習

(3) 主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	前々年度再委託金額		前年度再委託金額	
		前々年度再委託金額	前年度再委託金額	前々年度再委託金額	前年度再委託金額
			/		/
合 計		0		0	
		0		0	

(4) 直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
直営事業支出額	16,058	16,049	15,479
委託事業支出額	0	0	0
当期支出額(+)	16,058	16,049	15,479
/	100.0%	100.0%	100.0%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

(5) 公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
公益事業支出額	16,058	16,049	15,479
収益事業支出額	0	0	0
当期支出額(+)	16,058	16,049	15,479
/	100.0%	100.0%	100.0%

(6) 実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
暴排啓蒙事業	8~10月	テレビ、ラジオ、機関誌	暴力団追放三不運動、不当要求行為の相談電話等
暴力相談事業	通年	新聞、ラジオ、ポスター	同上、暴力団追放県民大会開催と最近の暴力団情勢と暴排
暴力相談事業	8月	コンピュータサイン	不当要求行為、暴力団離脱、加入強要等の相談呼びかけ

(7) 類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目	前々年度	前年度	当年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	民間からの役員		
	プロバ-職員		
	小計	1	1
常勤職員	県派遣職員		
	県職員OB	2	2
	プロバ-職員	1	1
小計	3	3	
非常勤役員	県・市町村関係	3	3
	民間からの役員	17	17
小計	20	20	
非常勤職員	県職員OB		
	その他の職員		
小計	0	0	
臨時職員			
計(~)	24	24	24

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員			1			1
県派遣職員						0
県職員OB	2					2
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	2	0	1	0	0	3

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員			1			1
県派遣職員						0
県職員OB				1	1	2
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	0	0	1	1	1	3

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度
	事務局長定年により専務理事を事務局長として兼務、相談委員を1名増加。	前年と同じ

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 (年 月予定)
2 県の給与体系を準用	2 無
3 ③ その他 (プロバ-職員は、県の給与体系を準用、他の職員は通勤手当以 手当なし、昇級無しの独自の給与体系。)	3 ③ その他 (プロバ-職員については財政事情に応じて昇給停止等を検討
給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。	
財政事情を勘案して給与体系の見直しを進めていく。	

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
① 自ら積極的に公開している 2 情報開示請求等があれば公開している 3 その他()	① 貸借対照表 ② 損益計算書、収支計算書等(概要のみ可) 3 4 その他()	① 事務所等に備え付け ② 広報誌、新聞等、インターネット、広告 ③ 議会において説明等 4 その他()	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称	なし(規定ない、財務規定に出納責任者を指定して責任の明確化を図っている。また、公印の管理を徹底している。)		年2回理事会、評議員会を開催しているが、その際、監事による監査を実施し、使い込み等の不正のないように管理。
2. 実施頻度	なし		
3. 内部監査で指摘された事項	なし		

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
専務理事、事務局長研修会	全国暴追運動推進センター	2	15
相談委員及び責任者講習担当者研修会	全国暴追運動推進センター	2	16

(9) 人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
から 名受入	
から 名受入	
から 名受入	

4 マネジメント評価 (5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い)

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当 する しない

(1)経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	5	5
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	4	5
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	5	5
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。	-	-
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	4	4
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	5	5
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	4	4
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	5	5
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
(「公社が自立的な経営を実践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)	
1 当財団の場合、「寄附行為」に事業内容が示されており、それに従った事業活動を実践し、活動を確実に推進することである。経営裁量権の拡大は考慮していない。 2 事業の推進には、資金の確保が必要であり、基本財産の運用利息収入だけでは充足できないことから、賛助金や寄附金の確保を引き続き計画的に推進する必要がある。	1 基本財産の運用方法を100%県債運用に切り替え、安定した利息を確保しているが、事業資金の全額を確保できないことから、寄付金、賛助金からの収入に頼らざるを得ず、既会員も不況の影響を受け退会する者もあり、新規の賛助会員の拡大による財政基盤の確立を計画的に推進する必要がある。 2 広報活動の継続的推進 テレビ、ラジオ、新聞、電光掲示板の他インターネットへのホームページの開設、会報、ミニ広報紙等による積極的な広報活動を今後も継続的に推進し、暴力相談件数の増加と財団事業の広報を図る。

(2)事業内容等

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	4	4
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	4	4
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	4	4
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	5	5
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	5	5
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	5	5
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	5	5
(大規模民法・特別法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。	-	-
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 「暴力団対策法」により指定される暴力追放運動推進センター(県民会議)は、1県1団体であり、当財団が青森県での指定を受けた団体で、他に類似事業を行う団体はない。</p> <p>2 事業は広報、調査研究を除いて、相談等受動的なものが多く、目標の数値化が困難である。</p>	<p>(「当法人が行っている事業は、今後も全て継続すべきだと考えているか。」については、必ずコメントしてください)</p> <p>1 県民に対する暴力団排除の広報啓蒙活動と暴力相談活動を重点とした事業を継続的に推進する。</p> <p>2 「不当要求防止責任者講習」の受講者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を事業活動に反映させていく必要がある。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	-	-
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	4	4
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	5	5
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	5	5
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	5	5
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	4	4
(大規模民法・特別法法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。	-	-
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	-	-
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	-	-
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	5	5
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	5	5
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	4	4
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	5	5
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	5	5
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	5	5
総合評価	A	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 役員については常に「寄附行為」に定められた人数に合うようにしており、常勤役員数は、最少の1人である。</p> <p>2 プロパー職員の管理職への登用については、組織体制、財政状況等から現段階では困難である。</p> <p>3 最少人員で対応しているため、現在の組織体制を改編することは困難であり、特殊な職務であることから他の機関との交流も困難である。</p>	<p>1 役員数については、寄附行為の規定を遵守し、最小限度の人員で対応している。</p> <p>2 プロパー職員の管理職への登用及び組織体制を改編については、現在の財政状況と組織の特殊性から実施は、困難な状況であるが、非常勤役員(会長を除く21人)の構成については、見直しを検討中である。</p>

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	5	5
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	5	5
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。	5	5
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	5	5
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	4	4
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	5	5
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。	-	-
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。	-	-
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	5	5
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	4	4
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直しています。	4	4
(全法人) 保有資産の含み損はない。	5	5
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	5	5
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	4	4
(全法人) 前項の評価を開示しています。	4	4
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 平成15年度から専務理事が事務局長兼務となり経費の節減に努めている。</p> <p>2 コンピュータや簡易印刷機の導入により、ミニ広報紙の作成、印刷を自前で行っており、経費の節減に努めている。</p> <p>3 基本財産のほぼ全額を県債購入しており、金利は固定されており、また、借入金もないので金利の交渉は行っていない。</p> <p>4 公平かつコスト削減のため一業者に偏らないための見積もり合わせ等を実施している。5 事務処理の迅速、効率化のためパソコンを導入している。</p>	<p>1 平成15年度から専務理事を事務局長兼務とし、事務局長を相談員として再雇用することにより給与を圧縮し、管理費の節減図っている。</p> <p>2 事業経費を削減し、効率的に事業を推進するためにパソコン等の資機材を導入し、事務処理の効率化と、経費の節減を図っている。</p> <p>3 基本財産の運用 安定した財産運用に努めている。</p>

財務

1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

(1) 収支計算の概要

(単位:千円未満四捨五入)

収入の部		前々々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	12,447	14,529	13,830
イ	入会金収入	0	0	0
ウ	会費収入	13,670	11,686	13,007
エ	事業収入	0	0	0
オ	補助金等収入	0	500	0
カ	負担金収入	0	0	0
キ	受託収入	770	768	850
ク	寄付金収入	5,648	4,454	110
ケ	運用財産受取利息	2	1	0
コ	雑収入	0	58	98
サ	基本財産収入	0	0	0
シ	固定資産売却収入	0	0	0
ス	敷金・保証金戻り収入	0	0	0
セ	借入金収入	0	0	0
ソ	特定預金取崩収入	0	5,728	2,594
タ	他会計受入収入	0	0	0
チ	当期収入合計	32,537	37,724	30,489
ツ	前期繰越収支差額	4,162	4,300	3,767
テ	収入合計	36,699	42,024	34,256
支出の部				
ト	事業費	16,058	16,049	15,479
ナ	管理費	14,401	20,497	11,890
	ニ (うち人件費)	11,733	17,963	9,534
ヌ	固定資産取得支出	0	0	1,209
ネ	敷金・保証金支出	0	0	0
ノ	借入金返済支出	0	0	0
ハ	特定預金支出	1,940	1,710	1,592
ヒ	他会計繰入支出	0	0	0
フ	当期支出合計	32,399	38,256	30,168
ヘ	当期収支差額 チ - フ	138	532	321
ホ	次期繰越収支差額	4,300	3,767	4,088

注1 正味財産増減計算書より

増加の部				
マ	退職給与引当金取崩額	0	5,728	1,385
ミ	その他の引当金取崩額	0	0	1,209
減少の部				
ム	固定資産除売却額	0	0	0
メ	固定資産減価償却額	336	287	237
モ	退職給与引当金繰入額	1,604	1,424	1,353
ラ	その他の引当金繰入額	0	0	0

注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)
 定額法による税率基準の償却率

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は メ に加味する。	0	0	0

注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

1 「常勤従業員の退職手当に関する規定」「職員退職手当規定」に基づいて引当
 常勤従業員の退職引当金の算出方法 給料月額 × 100分の20 × 勤務月数
 職員の退職引当金の算出方法 給料月額 × 勤務年数(5年未満は × 0.6)

2 退職引当金は、決算書上は負債として計上していない。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ウ** に加味する。

(2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々年度	前年度	前年度
a	流動資産	6,217	4,029	5,115
b	固定資産	727,181	722,877	722,698
c	(うち基本財産 / 基本金)	715,000	715,000	715,000
d	(うちその他の固定資産)	12,181	7,877	7,698
e	資産合計	733,398	726,906	722,698
f	流動負債	1,917	261	1,027
g	(うち借入金)	0	0	0
h	固定負債	0	0	3,737
i	(うち借入金)	0	0	0
j	負債合計	1,917	261	4,764
k	正味財産	731,481	726,645	723,050
l	(うち当期増減額)	1,742	4,836	174

(3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々年度	前年度	前年度
総資産額	733,398	726,906	727,814
(1) 財団法人における基本財産	715,000	715,000	715,000
(2) 公益事業を実施するために有している基金	0	0	0
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	1,417	1,130	1,955
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	10,764	6,747	5,744
(5) 負債相当額	1,917	261	1,027
m 内部留保金額	4,300	3,768	4,088

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てる事が明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

(4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国	0		0		0	
	県	0		0		0	
	その他	0		500	1.3	0	
	小計	0		500	1.3	0	
	2 うち、自主事業に係る補助金収入						
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国					0	
	県					0	
	その他					0	
	小計					0	
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国					0	
	県					0	
	その他					0	
	小計					0	
受託料収入 5	国	0		0			
	県	770	2.4	768	2.0	850	2.8
	その他	0		0			
	小計	770	2.4	768	2.0	850	2.8
債務保証・損失補償 6	国					0	
	県					0	
	その他					0	
	小計					0	
そ の 他 7	国	0		0		0	
	県	0		0		0	
	その他	0		0		0	
	小計	0		0		0	
合 計		770	2.4	1,268	3.4	850	2.8

1～7の具体的内容

- 「民事介入暴力対策青森大会」開催に伴う、全国暴力追放運動推進センターからの助成金
- 受託料収入(県):青森県公安委員会からの受託事業「不当要求防止責任者講習」の受託料

2 財務分析

(1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	12,447	14,529	13,830
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	13,670	11,686	13,007
事業収入	エ	0	0	0
補助金等収入	オ	0	500	0
負担金収入	カ	0	0	0
受託収入	キ	770	768	850
寄付金収入	ク	5,648	4,454	110
運用財産受取利息	ケ	2	1	0
雑収入	コ	0	58	98
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	0
退職給与引当金取崩額	マ	0	5,728	1,385
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	1,209
小計	リ	32,537	37,724	30,489
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	16,058	16,049	15,479
管理費	ナ	14,401	20,497	11,890
固定資産減価償却費	メ	336	287	237
退職給与引当金繰入額	モ	1,604	1,424	1,353
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0
小計	ル	32,399	38,257	28,959
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	138	533	1,530

(2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	138	533	1,530
補助金等収入	1	0	500	
自主事業に係る補助金収入	2			0
利息軽減額の試算額	3			0
使用料減免額	4			0
独立採算過不足額()	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	138	1,033	1,530

(3) 財務分析比率表

(単位: %・小数点1桁)

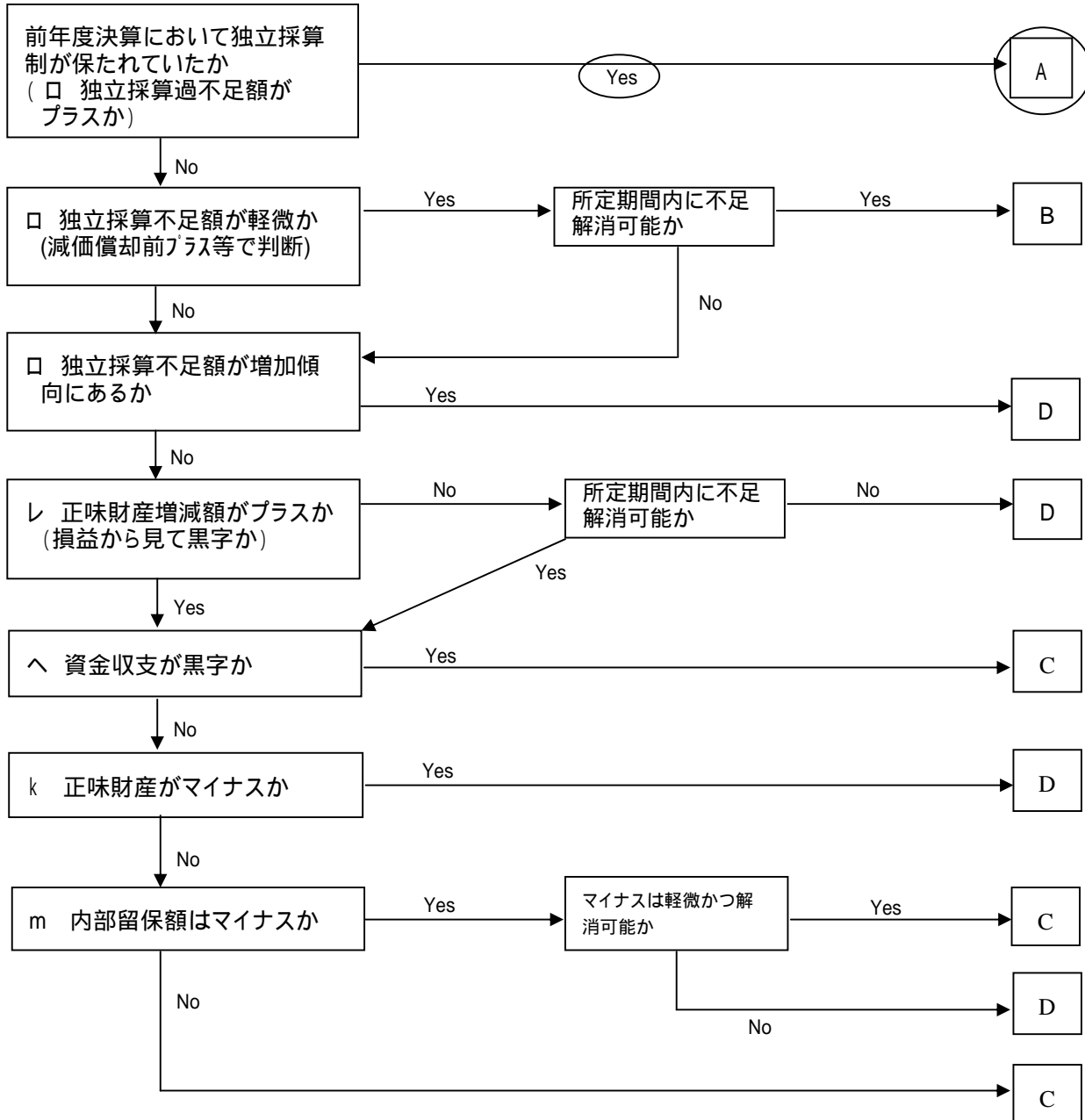
比率の名称	算式	前々年度	前年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
健全性					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	13.2	10.0	13.4	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	44.4	53.6	39.4	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	81.5	87.6	80.2	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
採算性					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	0.5	2.8	5.6	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	0.4	1.4	1.1	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	8,134	9,431	7,622	
				上昇数	5
				横ばい数	1
				下降数	1
				評価	++

3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



A: 良好
 B: 概ね良好
 C: 改善を要する
 D: 大いに改善を要する

(2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>昭和50年代から、山口組、稲川会、住吉会の主要三団体による威力の増大、民事介入暴力の多発により市民に多大な害悪を及ぼしているにもかかわらず、警察の力だけでは有効な取締りができなかった。また、先進国の日本において、街中で堂々と組事務所を構え、暴力団の威力を誇示して公然と活動し、海外進出し、公然と活動するという事態は先進国では例がなく、諸外国からも批判の声が起っていた。このような背景から、平成4年3月施行されたいわゆる暴力団対策法は、「暴力団」の定義を法律によって定め、暴力団を反社会的勢力と規定し、都道府県に民間の暴力追放運動推進センター(青森県は「県民会議」)を設立させて、暴力団追放のための広報活動や相談事業を担当させ暴力団賛美の社会的風潮根絶や相談業務に当たらせ暴力団根絶の社会的基盤の整備に努めることとして設立されたものである。設立後も青森県内に広域暴力団の本県進出が激しく、対立抗争が引き続き発生したが、最近数年は表面上平穏さを保っている。しかし、全国、県内ともに暴力団の勢力は減少しておらず、微増の状態が続いており、暴力団はますます不透明、潜在化の傾向にあり、「オレオレ詐欺」「架空請求」「ヤミ金」をはじめ不法入国した外国人と結託し強盗、麻薬・覚せい剤の密売を敢行するなど治安悪化の元凶の一つとなっている。当財団は、当初基本財産の利息運用で事業を進めているが、ここ数年は超低金利と不況のため、計画的に賛助会員の加入促進を推進し、事業資金確保に努めることを必要性としている。</p>	<p>低金利の長期化から、基本財産運用収入だけによる事業活動資金の確保が困難であることから、今後も、積極的な賛助会員の拡大による財政基盤の確立を図るよう指導を継続する。</p>